


様式第5号（第11条関係）

消防団応援の店利用証	
	No. 氏名 発効日 令和元年10月1日

<p>【 注意事項 】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 那智勝浦町消防団応援の店を利用する場合は、この利用証を提示すること。○ この利用証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。○ 消防団員は、この利用証を大切に保管し、汚損又は紛失したときは、遅滞なく消防長に届け出て再交付を受けること。○ 応援の店から要求があった場合は、併せて本人確認できるものを提示すること。○ 退団した場合は、速やかにこの利用証を消防長に返却しなければならない。 <p>※この利用証を拾われた方は、下記まで御連絡をお願いします。 那智勝浦町消防本部総務課庶務係 TEL 0735(52)-4900</p>
